



セレクトホテルズグループ宿泊約款

2021年2月16日施行

2024年10月1日改定

第1条（適用範囲）

1. 当ホテルが、当ホテルを利用しようとするお客様との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものいたします。
2. 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定に関わらず、その特約が優先するものいたします。

第2条（宿泊契約の申込）

1. 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとするお客様は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。
 - (1) 宿泊者氏名
 - (2) 宿泊日及び到着予定時刻
 - (3) 宿泊料金（原則として、別表2の基本宿泊料金）
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. お客様が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第2条の2（感染防止対策への協力の要請）

当ホテルは、宿泊しようとするお客様に対し、ホテル内における特定感染症※(1)のまん延防止に必要な限度において、特定感染症国内発生期間※(2)に限り、その症状の有無等に応じて、旅館業法で定められた協力を求めさせていただきます。

※(1) 旅館業法において定義されている感染症

※(2) 旅館業法において定義されている期間

第3条（宿泊契約の成立）

宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとし、ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明したときは、この限りではありません。



第4条（宿泊契約の拒否）

1. 当ホテルは、次に定める場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - (1) 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
 - (3) 宿泊しようとするお客様が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - (4) 宿泊しようとするお客様が、次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、同条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (5) 宿泊しようとするお客様が、他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき
 - (6) 宿泊しようとするお客様が、旅館業法第4条の2第1項第2号に規定する「特定感染症の患者等」であるとき。
 - (7) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (8) 宿泊しようとするお客様が、当ホテルに対し、旅館業法施行規則第5条の6に該当する要求を行い※、そうした要求に応じられない旨を説明しても、繰り返し、そうした要求を求められたとき。

※具体的には、「旅館業の施設において特定感染症の感染防止に必要な協力の求めを行う場合の留意事項並びに宿泊拒否制限及び差別防止に関する指針」（令和5年11月15日厚生労働大臣決定）に特定要求行為の具体例として例示されている行為を指します。以下同じです。
 - (9) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
 - (10) その他法令で定める宿泊契約拒否事由に該当する場合。
2. 当ホテルは、本条項に基づき宿泊契約に応じなかったことによる損害を賠償する責を負いません。

第5条（宿泊者の契約解除権）

1. お客様は当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
2. 当ホテルは、お客様がその責めに帰すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合は、別表3に定めるところにより、違約金を請求いたします。



3. 当ホテルは、お客様が連絡をしないで宿泊日当日の午後 8 時（あらかじめ、到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を 2 時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約はお客様により解除されたものとみなし処理することがあります。

第 6 条（当ホテルの契約解除権）

1. 当ホテルは、次に定める場合において宿泊契約を解除することがあります。
 - (1) お客様が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) お客様が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ 法人でその役員のうち暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) お客様が他のお客様に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) お客様が旅館業法第 4 条の 2 第 1 項第 2 号に規定する「特定感染症の患者等」であるとき。
 - (5) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (6) お客様が、当ホテルに対し、旅館業法施行規則第 5 条の 6 に該当する要求を行い、そうした要求に応じられない旨を説明しても、繰り返し、そうした要求を求められたとき。
 - (7) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (8) 法令で定める宿泊拒否事由及び解除事由に該当する場合。
 - (9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項に従わないとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、お客様がまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。
3. 当ホテルは、本条項に基づき宿泊契約を解除したことによる損害を賠償する責を負いません。

第 7 条（宿泊の登録）

1. お客様は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - (1) お客様の氏名、年齢、性別、住所、連絡先及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項



2. お客様が第 11 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第 8 条（客室の利用時間）

1. お客様が当ホテルの客室を使用できる時間は、チェックイン時間からチェックアウト時間までとし、チェックイン/チェックアウト時間は、別表 1 に定めるとおりとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に就むことがあります。この場合には別表 4 に定める追加料金を申し受けます。
3. お客様が、チェックアウト時間を過ぎてもなお無断で使用し続ける場合、別表 4 に定める追加料金相当額をお支払いいただきます。

第 9 条（利用規則の遵守）

1. お客様は、当ホテル内においては、当ホテルが定めた利用規則に従っていただきます。

【利用規則】

1. 客室には訪問客をお招きにならないでください。
2. ロビー及び客室内に次のようなものをお持ち込みにならないでください。
 - (1) 動物、鳥類(ペット類)
 - (2) 著しく悪臭を発するもの
 - (3) 発火または引火しやすい火薬や揮発油類及び危険性のある薬品
 - (4) 麻薬、非合法薬物またはそれに類するもの
 - (5) 許可証のない鉄砲、刀剣類
 - (6) 著しく多量な物品
3. ホテル内で、とぼく及び風紀を乱すような行為、他のお客様に迷惑をおよぼすような行動はなさないでください。
4. 了解なく客室やロビーを事務所がわりなどにご使用なさないでください。
(客室の宿泊以外の利用はお断りいたします。)
5. 許可なく客室内の現状を変更するような加工をなさないでください。
6. 館内の諸設備及び諸物品についてのお願い。
 - (1) その目的以外の用途にご使用なさないでください。
 - (2) ホテルの外へ持ち出さないでください。
 - (3) 他の場所への移動や、加工をなさないでください。
7. 廊下やロビーなどに所持品を放置なさないでください。
8. ホテル内でお客様に広告物を配付するような行為はなさないでください。



9. 緊急事態あるいは止むを得ない事情がない限り、非常階段・屋上・機械室等客用部分以外の施設内へは立入らないでください。
10. 未成年者のみのご宿泊は、保護者の許可のない限りお断りさせていただきます。
11. 不可抗力以外の理由により、建造物・備品その他の物品を損傷・汚染された場合は、修繕費を弁償していただきます。また、客室のカギを紛失させた場合は別表5に定めた金額を弁償していただきます。
12. 当ホテルが定めた場所以外での喫煙をなさらないでください。違反した場合は、別表5に定めた修繕費またはクリーニング費等の原状回復に関わる費用をご負担いただきます。
13. 当ホテルが定めた喫煙場所で、設備を汚損する行為はおやめください。違反した場合は別表5に定めた修繕費またはクリーニング費等の原状回復に関わる費用をご負担いただきます。
14. 女性大浴場入場の暗証番号の開示は女性のお客様限りといたします。
15. 領収書の再発行はいたしません。

第10条（営業時間）

1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は、備付けパンフレット、各所の掲示、客室内のサービスディレクター等で御案内いたします。
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

第11条（料金の支払）

1. お客様が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表2に定めるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、お客様の宿泊の前（チェックイン前）又は宿泊の際（チェックイン時）又は当ホテルが請求した時、フロント等において行っていただきます。（前払いとし、チェックアウト時の支払は認めません。）
3. 当ホテルがお客様に客室を提供し、使用が可能になったのち、お客様が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

第12条（当ホテルの責任）

1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行によりお客様に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。



2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第13条（契約した客室が提供できないときの取り扱い）

1. 当ホテルは、お客様に契約した客室を提供できないときは、お客様の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料をお客様に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料をお支払い致しません。

第14条（寄託物等の取り扱い）

1. お客様がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、お客様がそれを行わなかったときは、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。
2. お客様が、当ホテル内にお持込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、お客様からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、当ホテルは15万円を限度としてその損害を賠償します。

第15条（手荷物又は携帯品の保管）

1. お客様の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、お客様がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. お客様がチェックアウトしたのち、お客様の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは当該所有者の指示を待つものとします。所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、貴重品又は携帯電話やクレジットカードなどの個人情報となるものは発見日を含め7日間保管し、その後最寄りの警察署に届け、その他の置き忘れ品は発見日より3か月間保管し、その後廃棄等の処分を行います。ただし、飲食物・たばこ・雑誌・腐敗する可能性のある物等は即日処分します。



3. 前 2 項の場合におけるお客様の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあつては前条第 1 項の規定に、前項の場合にあつては同条第 2 項の規定に準じるものとします。
4. 第 2 項の場合におけるお客様の手荷物又は携帯品の保管について、当ホテルは、第 2 項の処分をしたことによるお客様の損害を賠償する責は負いません。

第 16 条（駐車責任）

お客様が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。

第 17 条（お客様の責任）

お客様の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該お客様は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

第 18 条（宿泊約款の変更）

1. 当ホテルは、①お客様の一般の利益に適合するとき、又は、②法令の変更、経済・社会情勢の変動等に伴うコストの増大その他の事情により当ホテルが必要と判断した場合は、本宿泊約款の変更を行うことができるものとします。なお、変更した宿泊約款の効力はすべてのお客様に及ぶものとします。
2. 当ホテルは、本宿泊約款の変更を行うときは、効力発生時期を定めて当ホテル内に掲示し、かつ、当ホテルのウェブサイトへ掲載することにより、これをお客様に周知するものとします。

第 19 条（準拠法）

1. 当ホテルとの宿泊契約は、日本法に準拠し履行されるものといたします。
2. 本宿泊約款の日本語と他言語との間に、解釈の相違が生じた場合は、日本語の解釈を適用するものといたします。



セレクトホテルズグループ統一宿泊約款別表

別表1 チェックイン/チェックアウト時間 (第8条第1項)

チェックイン時間	PM15:00
チェックアウト時間	AM11:00

別表2 宿泊料金の内訳 (第11条第1項)

宿泊料金	基本宿泊料金〔室料 (または室料+朝食料)〕
税金	・消費税 ・宿泊税、入湯税 (各都道府県宿泊税条例および市町村入湯税条例に基づき課税)

- (注) 1. 上記の宿泊税、入湯税および消費税は、税法または条例が改正された場合には、その改正された規定によるものとします。
 2. その他、サービス料 (基本宿泊料金×10%) 及び消費税、飲食料及びその他の利用料金並びに消費税を請求する場合がございます。

別表3 違約金 (キャンセル料) 規定 (第5条第2項)

契約解除の通知受信日		不泊/当日	前日	9日前	20日前
		予約人数			
一般	14名まで	100%	50%		
団体	15人~99名まで	100%	80%	50%	
	100名以上	100%	80%	80%	10%

- (注) 1. 上記パーセント(%)は、宿泊料金及び税金に対する違約金の比率です。
 2. 返金についての振込手数料は、お客様負担となります。

別表4 客室の使用時間超過に伴う追加料金 (第8条第2項・第3項)

超過3時間まで	30%
超過5時間まで	50%
超過5時間以上	100%

- (注) 上記パーセント(%)は、宿泊料金及び税金に対する追加料金の比率です。

別表5 利用規則内における賠償額について (第9条 [利用規則] 第11項・第12項・第13項)

客室のカギを紛失させた場合	鍵の交換に要した額
禁煙箇所にて喫煙した場合	30万円
喫煙箇所にて設備を汚損した場合	30万円